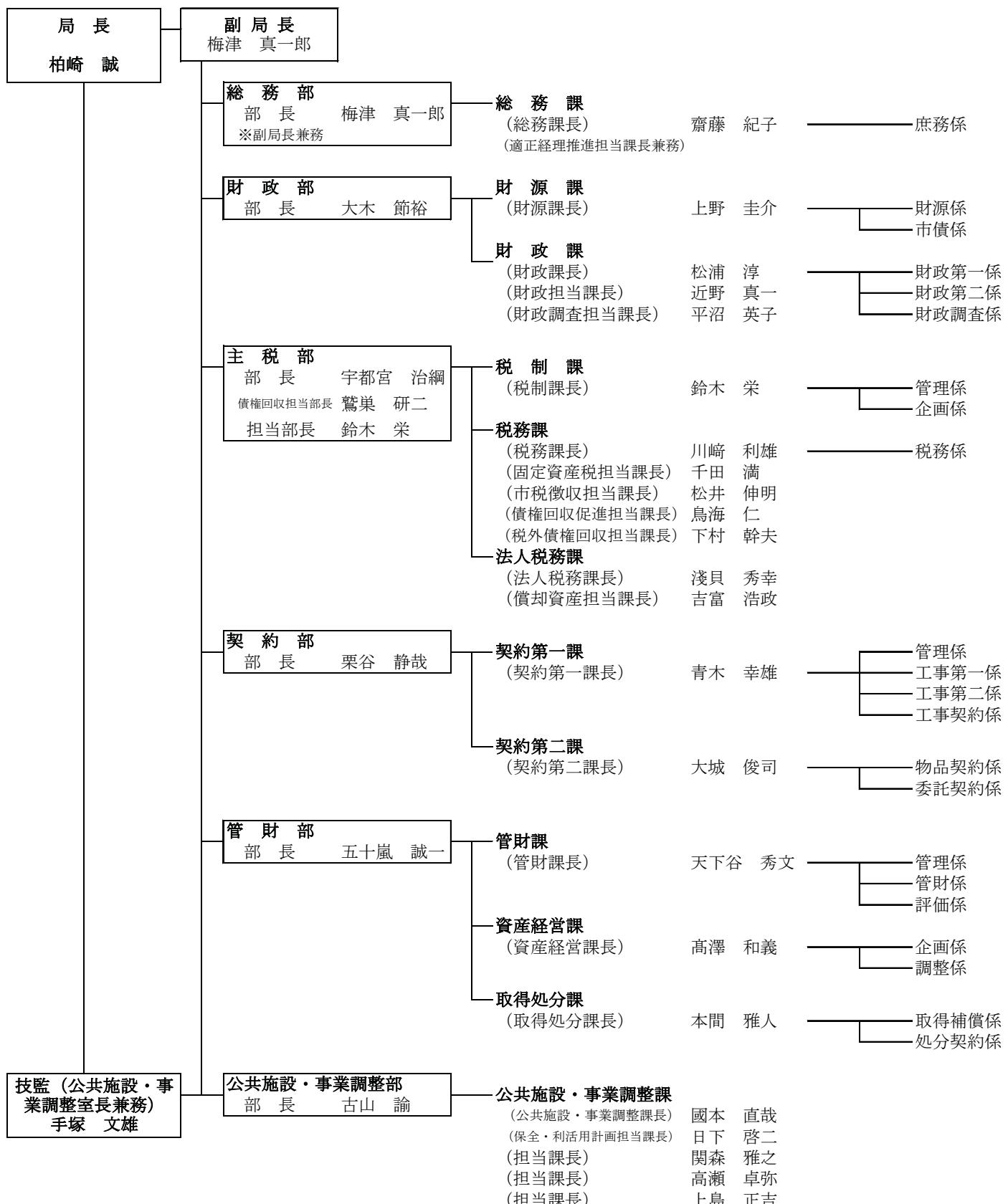


機 構 及 び 事 務 分 掌

平成 24 年6月

財 政 局

財政局組織図（平成24年6月5日 現在）



《出向・派遣・応援は除く》

事務分掌

総務部

総務課

- (1) 局内の人事、文書、予算及び決算に関すること。
- (2) 局内の事務事業の連絡調整に関すること。
- (3) 局の危機管理に関すること。
- (4) 会計経理事務の適正化(会計検査等の調整を含む。)に関すること。
- (5) 他の室及び部の主管に属しないこと。

財政部

財源課

- (1) 市債の全体計画、発行及び管理に関する事項(地方公営企業関係を含む。)。
- (2) 地方交付税に関する事項。
- (3) 地方譲与税、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金及び市町村移譲事務交付金の収納に関する事項。
- (4) 国の地域活性化交付金に係る申請及び収納並びに住民生活に光をそそぐ交付金基金に関する事項。
- (5) 指定都市市長会に関する事項(財政に関するものに限る。)。
- (6) 市債金会計の予算及び決算その他の市債に関する事項。
- (7) 資金の調整及び一時借入金に関する事項。
- (8) 財政調整基金に関する事項。
- (9) 当せん金付証票の発行に関する事項。
- (10) 横浜サポートーズ寄附金に関する事項。
- (11) 部内他の課の主管に属しないこと。

財政課

- (1) 財政運営及び予算編成に関する事項。
- (2) 予算の執行管理に関する事項。
- (3) 財政統計に関する事項。
- (4) 予算の繰越し及び決算に関する事項。
- (5) 地方公営企業の財務に関する事項。
- (6) 地方自治法第221条第1項の規定による予算の適正な執行を確保するために必要な措置に関する事項。
- (7) 地方自治法第233条第5項の規定による主要な施策の報告等に関する事項。
- (8) 財政事情の公表及び調査等に関する事項。

主税部

税制課

- (1) 税務費に関する事項。

- (2) 区税務関係諸物品の調達及び配布に関すること。
- (3) 税制の調査、研究及び企画に関すること。
- (4) 税務関係の条例、規則その他の規程の立案及び解釈に関すること。
- (5) 市税に係る不服申立て及び訴訟の取扱いに関すること。
- (6) 税務に係る統計に関すること。
- (7) 市税関係歳入予算及び決算に関すること。
- (8) 市税その他徴収金の減免措置に関すること。
- (9) 横浜市固定資産評価審査委員会に関すること。
- (10) 部内他の課の主管に属しないこと。

税 務 課

- (1) 市税事務の電算化に関すること(他の局及び課の主管に属するものを除く。)。
- (2) 税務職員の研修に関すること。
- (3) 市税に係る普及及び啓発並びに税務に係る広報及び広聴に関すること。
- (4) 市税(個人の県民税を含む。以下この部において同じ。)の賦課事務(法人の市民税、償却資産に係る固定資産税、市たばこ税、入湯税及び事業所税に係るもの を除く。以下この部において同じ。)及び徴収事務(市たばこ税及び入湯税(以下この部において「市たばこ税等」という。)に係るものを除く。)に係る指導及び審査に関すること。
- (5) 市税の賦課事務及び徴収事務に係る犯則取締りに関すること。
- (6) 県民税徴収取扱費に関すること。
- (7) 国有資産等所在市町村交付金法(昭和 31 年法律第 82 号)に関すること(償却資産に係るものを除く。)。
- (8) 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関すること。
- (9) 県税交付金の収納に関すること。
- (10) 納税貯蓄組合に関すること。
- (11) 公的年金等に係る個人の市民税及び県民税の特別徴収に係る年金保険者からの通知等に関すること。
- (12) 市たばこ税等の納税の証明に関すること。
- (13) 市たばこ税等に係る徴収金の収納に関すること。
- (14) 市たばこ税等に係る徴収金の徴収猶予に関すること。
- (15) 市たばこ税等に係る過誤納金の還付、充当及び加算金に関すること。
- (16) 市たばこ税等に係る徴収金の滞納処分に関すること。
- (17) 市たばこ税等に係る徴収金の犯則事件の調査に関すること。
- (18) 市たばこ税等に係る徴収金の欠損処分に関すること。
- (19) 市たばこ税等に係る徴収金の現金領収に関すること。
- (20) 市たばこ税等に係る徴収金の徴収嘱託及び受託に関すること。
- (21) 市税の収納対策の推進に関すること。
- (22) 固定資産(償却資産を除く。以下この部において同じ。)の評価に係る企画及び指導並びに価格の決定に関すること。

- (23) 特定の固定資産の評価に係る調査及び資料の収集に関すること。
- (24) 固定資産の評価調書及び概要調書に関すること。
- (25) 特別土地保有税の賦課資料の調査及び収集に関すること。
- (26) 特別土地保有税の賦課及び徴収金の徴収猶予に関する事項(地方税法(昭和25年法律第226号。以下この部において「法」という。)に基づく徴収猶予及び法第15条の3に基づく徴収猶予の取消し等に関する事項を除く。)。
- (27) 特別土地保有税の賦課及び徴収金の徴収猶予に係る犯則事件(法第15条に基づく徴収猶予に係るものに関する事項を除く。)の調査に関する事項。
- (28) 未収債権の管理及び徴収促進の指導及び支援に関する事項。
- (29) 財政局長が指定する保育費用の徴収事務に関する事項。

法 人 稅 務 課

- (1) 特別徴収に係る個人の市民税及び県民税の賦課資料(給与支払報告書、給与所得者異動届出書及び公的年金等支払報告書に限る。)の調査(公的年金等支払報告書にあっては、提出に係るものに限る。)及び収集に関する事項。
- (2) 法人の市民税の賦課資料の調査及び収集に関する事項。
- (3) 固定資産税(償却資産に係るものに限る。以下この部において同じ。)の賦課資料の調査及び収集に関する事項。
- (4) 市たばこ税の賦課資料の調査及び収集に関する事項。
- (5) 入湯税の賦課資料の調査及び収集に関する事項。
- (6) 事業所税の賦課資料の調査及び収集に関する事項。
- (7) 給与所得に係る特別徴収に係る個人の市民税及び県民税の賦課(減免及び証明に係るものに関する事項を除く。)に関する事項。
- (8) 法人の市民税、固定資産税、市たばこ税、入湯税及び事業所税の賦課に関する事項。
- (9) 第1号の賦課資料の提出に係る犯則事件の調査に関する事項。
- (10) 法人の市民税、固定資産税、市たばこ税、入湯税及び事業所税の課税の証明に関する事項。
- (11) 法人の市民税の賦課に係る犯則事件の調査及び犯則取締りに関する事項。
- (12) 固定資産税の賦課に係る犯則事件の調査及び犯則取締りに関する事項。
- (13) 市たばこ税の賦課に係る犯則事件の調査及び犯則取締りに関する事項。
- (14) 入湯税の賦課に係る犯則事件の調査及び犯則取締りに関する事項。
- (15) 事業所税の賦課に係る犯則事件の調査及び犯則取締りに関する事項。
- (16) 償却資産の評価に係る企画及び価格の決定に関する事項。
- (17) 特定の償却資産の評価に係る調査及び資料の収集に関する事項。
- (18) 償却資産の評価調書及び概要調書に関する事項。
- (19) 総務大臣及び神奈川県知事の配分に係る償却資産に関する事項。
- (20) 国有資産等所在市町村交付金法に基づく調査に関する事項(償却資産に係るものに限る。)。

契 約 部

契 約 第 一 課

- (1) 工事、製造等請負契約に関すること。
- (2) 工事、製造等請負契約に係る入札参加資格の設定等に関すること。
- (3) 工事、製造等請負業者の業態調査等に関すること。
- (4) 工事請負等一般競争入札参加資格審査委員会及び工事請負等指名業者選定委員会に関すること。
- (5) 工事、製造等請負の入札・契約事務に係る調整、連絡等に関すること。
- (6) 横浜市入札等監視委員会に関すること。
- (7) 工事、製造等請負契約に係る低入札価格調査委員会に関すること。
- (8) 調達契約に係る公告等に関すること。
- (9) 部内他の課の主管に属しないこと。

契 約 第 二 課

- (1) 物品の購入、賃借、売払い及び修繕並びに委託並びに印刷等に係る契約に関すること。
- (2) 物品の購入、賃借、売払い及び修繕並びに委託並びに印刷等に係る入札参加資格の設定等に関すること。
- (3) 物品の購入、賃借、売払い及び修繕並びに委託並びに印刷等に係る業者の業態調査等に関すること。
- (4) 物品供給等一般競争入札参加資格審査委員会及び物品供給等指名業者選定委員会に関すること。
- (5) 物品の購入、賃借、売払い及び修繕並びに委託並びに印刷等の契約に係る検査に関すること。
- (6) 物品の購入、賃借、売払い及び修繕並びに委託並びに印刷等の入札・契約事務に係る調整、連絡等に関すること。
- (7) 委託契約に係る低入札価格調査委員会に関すること。

管 財 部

管 財 課

- (1) 公有財産関係事務に係る条例、規則その他の規程の立案及び解釈に関すること。
- (2) 公有財産の総括及びこれに必要な公有財産台帳に関すること。
- (3) 普通財産の管理に関する事務(統括本部並びに他の局及び部の主管に属するものを除く。次号から第6号までにおいて同じ。)。
- (4) 普通財産の貸付け及び地上権等の設定等に関する事務。
- (5) 土地及び建物の使用承認に関する事務。
- (6) 土地及び建物の測量に関する事務。
- (7) 公有財産の評価に関する事務。
- (8) 公共事業用地費会計及び資産活用推進基金に関する事務。
- (9) 横浜市土地開発公社に関する事務。

- (10) 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和 47 年法律第 66 号)の施行に関すること。
- (11) 株式、社債、地方債、国債その他これらに準ずる権利及び出資による権利の管理及び処分に関すること。
- (12) 知的財産権の取得、管理及び処分に関すること。
- (13) 建物の損害保険及び自動車損害賠償責任保険に関すること。
- (14) 横浜市職務発明審査会に関すること。
- (15) 横浜市財産評価審議会に関すること。
- (16) 部内他の課の主管に属しないこと。

資 産 経 営 課

- (1) 土地利用の基本方針及び総合調整に関すること。
- (2) 資産活用に係る基本方針に関すること。
- (3) 公共施設等の配置及び用地の取得等の総合調整に関すること。
- (4) 保有土地の利用及び活用に係る企画及び総合調整に関すること。
- (5) 行政財産の余裕部分の有効活用に係る企画及び総合調整に関すること。
- (6) 大規模な保有土地の処分に係る公募事業に関すること。
- (7) 国有地及び県有地に係る庁内の利用調整に関すること。
- (8) 用途廃止施設に係る利用及び活用並びに処分の基本方針及び総合調整に関すること。
- (9) 土地情報の収集等に関すること。
- (10) 横浜市資産活用推進会議に関すること。

取 得 処 分 課

- (1) 普通財産の取得及び処分に関する事項(統括本部並びに他の局及び部の主管に属するものを除く。)。
- (2) 用地の取得、借受け及び地上権の設定(以下「取得等」という。)に伴う補償基準に関する事項。
- (3) 用地の取得等及びこれに伴う補償に関する事項(環境創造局及び道路局の主管に属するものを除く。)。
- (4) 横浜市開発事業の調整等に関する条例(平成 16 年 3 月横浜市条例第 3 号。以下「開発事業調整条例」という。)に基づく公益用地の取得に関する事項。
- (5) 代替地の提供基準に関する事項。
- (6) 建物移転資金融資に関する事項。
- (7) 用地の取得等に係る連絡調整に関する事項。

公 共 施 設 ・ 事 業 調 整 室
公 共 施 設 ・ 事 業 調 整 部
公 共 施 設 ・ 事 業 調 整 課

- (1) 公共施設の保全並びに利用及び活用に関する政策の企画、立案及び総合調整に
関すること。
- (2) 公共事業の技術的事項に係る調査及び総合調整に関すること(他の局の主管に
属するものを除く。次号及び第4号において同じ。)。
- (3) 公共事業のコスト縮減及び品質確保に係る調査及び総合調整に関すること。
- (4) 技術職員の技術力向上に関すること。
- (5) 技監に関すること。

平成 24 年度

事 業 概 要



横浜市債の広報マスコット
“ハマサイ”

財政局

平成24年度財政局関係歳出予算総括表

区分	24年度	23年度	差引	伸率
一般会計	千円 217,994,887 (218,011,245)	千円 226,082,159	千円 ▲ 8,087,272	% ▲ 3.6
局事業費	22,392,284	24,044,053	▲ 1,651,769	▲ 6.9
財政運営費	2,638,122 (2,654,480)	2,360,505	277,617	11.8
財産管理費	6,587,090	8,084,662	▲ 1,497,572	▲ 18.5
税務費	13,167,072	13,598,886	▲ 431,814	▲ 3.2
公債費	182,434,799	185,892,895	▲ 3,458,096	▲ 1.9
特別会計繰出金	12,167,804	15,145,211	▲ 2,977,407	▲ 19.7
予備費	1,000,000	1,000,000	-	-

※()内の数値は、24年3月補正反映後の数値

区分	24年度	23年度	差引	伸率
特別会計	千円 597,131,249	千円 609,240,787	千円 ▲ 12,109,538	% ▲ 2.0
公共事業用地費会計	12,329,088	24,106,326	▲ 11,777,238	▲ 48.9
市債金会計	584,802,161	585,134,461	▲ 332,300	▲ 0.1

【参考】

- 総計: 815,126 百万円 (対前年度比 ▲ 2.4 %)
- 純計: 215,685 百万円 (対前年度比 ▲ 5.7 %)
- 一時借入金の最高限度額: 1,900 億円 (前年度 1,900 億円)

平成24年度予算の主な事業

◎一般会計

1 財政運営費 2,638,122千円

- (1) 職員人件費（財政局） 【予算額 1,450,796千円】
財政局（主税部、市債担当者分を除く 167人）の職員人件費を計上しています。
- (2) 電子入札システム運用管理事業【拡充】 【予算額 145,943千円】
入札手続きにおける事業者の利便性の向上と契約事務の効率化を図るために導入している電子入札システムの運用・管理を行います。また、事業者のさらなる利便性向上等のため、システム再構築に向けた仕様決定を行います。
- (3) 公共施設・事業調整推進事業【拡充】 【予算額 13,361千円】
公共施設の整備・維持保全に関して、将来にわたる見通し等について関係局との連絡会議を行い調整を図るとともに、本市公共施設の現状を分かりやすく情報発信するため「横浜市公共建築物マネジメント白書（仮称）」を策定します。
また、公共事業に係る品質確保・コスト縮減に取り組むとともに、国等発注事業での市内中小企業活用に向け「横浜市内公共事業発注者連絡会」を通じて働きかけをすすめます。
- (4) 市街地液状化対策調査検討事業【新規】 【予算額 10,000千円】
震災による液状化被害に関して、被害地区の土質調査・対策工法等の検討を行います。
- (5) 財政広報事業・宝くじ広報事業【拡充】 【財政広報費等 予算額 20,000千円】
本市の財政状況をより広く周知し、理解していただくために、現在の財政広報誌「ハマの台所事情」などに加え、広報手段の拡充を図るとともに、本市の貴重な財源となっている宝くじのPRを行います。また、本市財政運営上の課題や対応などについて調査検討を実施します。
- (6) 財政調整基金積立金 【予算額 54,000千円】
財政調整基金の運用益等について積み立てます。 (70,358千円)
※ () 内の数値は、24年3月補正反映後の数値。
- (7) 減債基金積立金 【予算額 600,000千円】
減債基金の運用益について積み立てます。

2 財産管理費 6,587,090千円

(1) 保有資産の有効活用・処分事業【保有土地等活用検討費 予算額 34,240千円】 【保有土地売却事業費 予算額 27,640千円】

「横浜市資産活用基本方針」に基づき、財産管理の全庁的な適正化を推進するとともに、保有土地・建物の売却や利活用を積極的に進めます。大規模な未利用地等については、民間事業者のノウハウを活かした資産活用を図ります。また、利用見込がない代替地等については、60区画以上の公募販売を実施するとともに、新たにインターネットを活用した販売にも取り組みます。

(2) 土地開発公社保有土地取得事業 【予算額 6,000,000千円】

土地開発公社が保有する「みなとみらい21地区60街区」等の土地を購入します。
(公社は平成25年度に第三セクター等改革推進債を活用し解散する予定)

3 税務費 13,167,072千円

(1) 税務事務人件費 【予算額 9,653,903千円】

主税部及び各区役所の税務職員の人件費(1,260人)を計上しています。

(2) 納付しやすい環境整備・市税収納率の向上【拡充】

**【納付しやすい環境整備促進事業費 予算額 253,679千円】
【市税収納率向上対策費 予算額 24,165千円】**

市税の納期内納付を促進するため、口座振替納税やコンビニエンス・ストア納税の推進を行うとともに、新たな納税手段の市税電子収納(ペイジー)の平成25年4月導入に向け、システム改修等を行います。また、滞納繰越分の整理や新規滞納の早期解消に取り組むとともに、的確な納税緩和措置を進め、市税収納率の向上を図ります。(平成24年度の目標 97.6%以上)

(3) 電子申告システム運用事業【拡充】 【予算額 85,726千円】

納税者の利便性の向上と課税事務の省力化・効率化を図るために、インターネット経由で市税の申告手続き等が出来るeLTAX(エルタックス)を用いたシステムを運用し、引き続き利用者数の拡大に取り組みます。また、法人市民税等の電子納付について、平成25年度の開始をめざし、システム改修等を行います。

(4) 納税内部事務集約化事業【新規】 【予算額 51,186千円】

効率的な事務執行に取り組むとともに、事務運用の標準化や専門的な人材の育成を図るため、現在各区で行われている納税内部事務等の集約化を進めます(平成25年10月予定)。本年度については税務システム改修等の準備を行います。

(5) 歳入確保強化事業【拡充】 【予算額 23,984千円】

市税や国民健康保険料などの市の未収債権（一般会計・特別会計における22年度決算滞納額：522億円）や、新たに発生する未納について、「未収債権整理促進のための取組方針」に基づき、未納発生後の早い段階での対策を進めるなど、滞納額の縮減を図ります。

主な取組として、早期未納者等を対象にした「民間事業者を活用した電話納付案内」を、これまでの国民健康保険料や保育料など8債権から、市税などを加え10債権に拡充して実施します。

(6) 償還金及び還付加算金 【予算額 1,800,000千円】

法人市民税の確定申告による還付金など、前年度以前の過誤納金及びその利子相当分について、歳出予算から償還金及び還付加算金として支出します。

4 公 債 費 182,434,799千円

(1) 元 金 【予算額 138,441,155千円】

（うち減債基金積立金 77,770,315千円）

(2) 利 子 【予算額 42,847,229千円】

(3) 公債諸費 【予算額 1,146,415千円】

5 特別会計繰出金 12,167,804千円

(1) 水道事業会計繰出金 【予算額 1,414,106千円】

水道事業に対して繰り出しを行います。

(2) 自動車事業会計繰出金 【予算額 611,534千円】

自動車事業に対して繰り出しを行います。

(3) 高速鉄道事業会計繰出金 【予算額 10,142,164千円】

高速鉄道事業に対して繰り出しを行います。

◎特 別 会 計

1 公共事業用地費会計 12,329,088千円

- (1) 資産活用推進基金費 【予算額 8,425,356千円】
資産活用推進基金の運用収益を積み立てるとともに、資産活用推進基金保有土地の取得、処分を行います。
- (2) 都市開発資金事業費 【予算額 1,917,280千円】
都市開発資金事業債による用地の取得、処分を行います。
- (3) 公共用地先行取得事業費 【予算額 1,986,452千円】
公共用地先行取得事業債による用地の処分を行います。

2 市債金会計 584,802,161千円

- (1) 元 金 【予算額 416,488,666千円】
- (2) 利 子 【予算額 82,511,619千円】
- (3) 公債諸費 【予算額 1,813,902千円】
- (4) 減債基金積立金 【予算額 83,987,974千円】
(うち一般会計分 77,770,315千円)



平成 24 年度 財政局 運営方針

I 基本目標

市民・市場から信頼される財政運営

～持続可能な財政を実現するため、職員一人ひとりが横のつながりを意識するとともに、現場の情報への感度を高め、分かりやすい情報発信を行います！～

II 目標達成に向けた施策

1. 市民生活の安心を支えるための健全な財政運営を行います

厳しい財政状況の続く中で、限られた財源を効果的に活用できるよう、各区局・統括本部と連携・協力して施策の選択と集中を進めながら、市内経済の活性化や市民生活の安全安心を支える持続可能な財政運営を進めます。

取り組むにあたっては、中期4か年計画の振り返りを踏まえつつ、中長期的な視点を持って進めます。更に、新たな国の制度や大都市制度などに対応するため、様々な角度から検討を進めます。

2. 市民・事業者に信頼されるよう財政・財務面における総合調整機能を発揮します

➤ 入札・契約における適正な競争環境の整備

適正な競争環境の整備と適切な履行確保を図るため、低価格競争対策や事業者の適正評価の取組を推進します。

➤ 市内・中小企業の受注機会増大の取組

横浜市中小企業振興基本条例の趣旨を踏まえ、分離・分割発注の徹底等の取組を進めるとともに、国や関係機関が市内で実施する公共事業についても市内・中小企業の受注機会の増大に向けて取り組みます。

➤ 保有資産の積極的な利活用・財産管理の適正化の推進

「資産的な卸し」の対象を道路、企業会計等にも拡大するとともに、各区局の資産の有効活用を積極的に支援します。あわせて、財産管理の一層の適正化に取り組みます。

➤ 公共施設の整備や維持保全に関する区局との連携・支援

公共施設の整備・維持保全の必要性を踏まえ、区局との連携・支援を通じた総合調整を実施するとともに、将来にわたる公共施設の整備・維持保全の見通しについて、財政状況も踏まえ、今後の運用の調整を図ります。また、公共施設の現状等を広く理解していただくため、「公共建築物マネジメント白書(仮称)」を作成します。



➤ 公共事業に係る品質確保・コスト縮減に向けた取組

公共事業に係る品質確保とコスト縮減に向けた各種施策を推進します。

➤ 経理事務をはじめとした財務事務の適正確保

制度の見直しや職員研修等を実施し、区局の事務執行の適正化を推進します。

3. 財政基盤の強化に向けて歳入確保策をより一層推進します

➤ 市税及び税外未収債権の整理回収の促進

市民負担の公平性と歳入確保の観点から未収債権の更なる収納率向上と滞納額の圧縮を図ります。

➤ 保有資産の積極的な売却等

民間事業者のノウハウやインターネットを活用した手法等により、保有資産の売却や利活用を積極的に実施するとともに、全庁的な取組を促進するための環境整備と情報発信を拡充します。

➤ 納税環境の整備及び効率的で効果的な賦課徴収体制の構築

25 年度の市税電子収納(ペイジー収納・eLTAX(エルタックス)収納)の導入と区納税内部事務等の集約に向けて、着実に準備を進めます。

III 目標達成に向けた組織運営

➤ チーム力の向上

・職員がいきいきと働ける職場環境を作ります。
・職員自らのスキルアップに努めるとともに、人の仕事にも関心を持ち、「チーム財政」「チーム横浜」のつながりを深めます。

➤ 現場主義と分かりやすい情報発信

・一人ひとりの職員が、現場とのコミュニケーションに努め、スポンサーシップを発揮します。
・市民、市場に対し、分かりやすい情報発信を行います。

➤ リスク管理意識の醸成

・職場の中でリスクに関する感度を高め合い、「先取り(プロアクティブ)三原則」を基本に、行動します。

➤ 事務効率化とエコに配慮したオフィス活動の推進

・常に仕事の仕方を見直し、事務の適正化、効率化に取り組みます。
・節電行動、エコオフィス活動、「3R 夢プラン」を実践します。

《財政部》

▶ 持続可能な財政運営の推進 ★

- ・必要な施策と財政規律のバランスを踏まえた25年度予算の編成
 - ・24年度予算における適切な執行管理の推進
 - ・有識者の意見も聴きながら、収入・支出両面から将来を見据えた中長期的な財政見通しについて検討し公表
 - ・より有利な市債の発行条件を目指し、金融情勢の変化に適切に対応するとともに、市長IR(※)など積極的な情報発信を推進
 - ・第三セクター等改革推進債の発行にむけた検討・準備
 - ・地方税財源の充実確保に関する意見発信を引き続き行うとともに、新たな国の制度や大都市制度などに適切に対応するため、様々な角度から検討
- ※ IR:投資家向け情報提供活動

▶ 財政に関する情報の充実と活用 ★

- ・財政情報の調査・分析と分かりやすい財政広報の充実
- ・市民利用施設等の利用者負担の考え方に基づく適切な運用

《主税部》

▶ 市税収納率の向上（目標：過去最高の収納率97.6%以上、滞納額145億円以下）★

- ・納期内納税の推進と現年課税分の重点整理
- ・公売（不動産・インターネット）・捜索、相続財産管理人の選任の実施・支援等

▶ 税外債権の滞納額の圧縮（目標：25年度決算時点滞納額500億円未満）※市税含む ★

- ・税外債権回収担当における国民健康保険料、保育料等の効率的・効果的な整理（23～24年度目標整理額 国民健康保険料8.5億円、保育料1.5億円）
- ・民間事業者を活用した電話納付案内による早期未納対策、弁護士委任による私債権等の個別整理
- ・今後の税外債権回収担当のあり方を含めた本市未収債権徴収体制の検討

▶ 納税環境の整備と納税内部事務等の集約化 ★

- ・ペイジー収納システム、eLTAX電子納税システムの導入に向けたシステム改修等
- ・納税内部事務等の財政局への集約化に向けたシステム改修等
- ・集約化による効果分析等

▶ 実地調査の充実による課税ベースの拡大（目標調査件数10,000件）

- ・未申告企業等への実地調査や新規捕捉資料による課税対象物件の捕捉
- ・効率的・効果的な調査の分析・実施による課税の適正化の実現

▶ 税務職員の人材育成 ★

- ・税務人材育成シニアリーダー及びリーダーによる人材育成の新たな取組
- ・税務職域版「人材育成ビジョン」に基づく研修・OJTの効果的な実施
- ・税務キャリアサポートシステムの本格実施

▶ 税制改正等に伴う条例改正

- ・地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）及び県からの税源移譲等
- ・復興財源確保における税制措置の対応
- ・指定NPO法人に対する寄付金税制の拡充

▶ 中長期的な視点にたった税制・税収の分析

- ・他都市・国の長期税収見込みの分析・検討
- ・大都市制度検討の動向を踏まえた税収・賦課徴収体制等の課題整理

《契約部》

▶ 適正な競争環境の整備と適切な履行の確保

- ・入札参加資格登録における事業者の適正評価方策の拡充
- ・入札結果及び履行状況を踏まえた最低制限価格制度の検証
- ・工事契約における優良事業者等に対するインセンティブ発注の拡充(20%程度)
- ・物品・委託契約における各区局での公募型指名競争入札の導入促進

▶ 市内・中小企業の受注機会の増大

- ・設計段階からの分離・分割発注の検討の徹底
- ・入札における市内・中小企業の優先策の拡充
- ・市内・中小企業の受注機会の増大に向けた各区局の取組事例の情報共有
- ・工事契約における技術修得型共同企業体の積極的な活用

▶ 契約事務の適正な執行の徹底と的確な情報発信

- ・契約事務に関する全般的な研修の実施及び財務事務の手引き(契約編)の改定
- ・ホームページによる的確な情報発信

《管財部》

▶ 保有土地等の現状把握(資産たな卸し) ★

- ・普通財産、基金、行政財産の売却・貸付可能資産の詳細調査
- ・行政財産の分割活用検討プロジェクト(対象局:資源循環、港湾、建築、教育)
- ・道路、河川、公営企業会計の活用資産のたな卸し
- ・資産評価プロジェクトによる土地・建物の公正価値評価の実施

▶ 多様な手法による売却・利活用の推進 ★

- ・地域や土地利用に配慮した提案型公募の実施
- ・土地開発公社解散に向けた手続の推進と保有土地の計画的な縮減
- ・市有地公募入札等の実施(販売 60 区画、成約率 50%)
- ・インターネットを活用した公募売却の導入
- ・用途廃止施設の後利用決定
- ・行政財産の貸付ガイドラインに基づく貸付の促進

▶ 資産活用に向けた環境整備と情報発信 ★

- ・公有財産台帳システムの全般的な活用の誘導
- ・各区局の資産の売却・貸付推進のための区局インセンティブ制度の検討
- ・財産管理の適正化のための区局自主点検の実施
- ・全般的研修の拡充やPRE(Public Real Estate)担当者会議(区局管財担当係長・職員会議)の設置

《公共施設・事業調整室》

▶ 公共施設の今後の整備・維持保全の見通しにかかる運用調整 ★

- ・財政状況を踏まえながら、新たな事業手法の検討やスケジュールの精査等
- ・将来にわたる公共施設の整備・維持保全の見通しについて、財政状況も踏まえ、今後の運用調整の実施

▶ 公共施設の整備・維持保全に関する区・局との連携・支援 ★

- ・整備・維持保全関連局の局長と技監をメンバーとした連絡会議を引き続き運営
- ・地域のまちづくり事業において、国の交付金や「区局連携事業」の積極的な活用などに向けて、区・局との連携・支援を実施

▶ 市内・中小企業の受注機会の増大に向けた取組の推進

- ・市内・中小企業の受注機会増大のため、技術的な視点から支援・調整を実施
- ・市内で公共事業を行う国等関係機関をメンバーとする公共事業発注者連絡会を引き続き運営

▶ 公共建築物の有効活用等の推進 ★

- ・市民利用施設や学校などの既存の公共建築物の有効活用(転用、統合、複合化など)に向けた総合調整を推進
- ・公共施設の現状や今後の方向性について、市民や利用者との意見交換を進めるため、公共建築物マネジメント白書(仮称)を発行

▶ 公共事業に係る品質確保とコスト縮減に向けた取組

- ・公共事業評価制度(事前評価、再評価、事後評価)を実施するとともに新たな評価指標等について検討を推進
- ・技術審査の実施
- ・総合評価落札方式の推進
- ・特別調査チーム立入調査の実施
- ・公共事業のIT化(電子納品)の推進
- ・土木工事積算システムの安定的な運用

▶ 職員の技術力の向上の取組

- ・職員技術提案の表彰
- ・技術研修の実施、公共施設の維持保全に関わる職員の人材育成
- ・資格取得支援制度の充実、技術力向上・継承の推進(コンクリートフェローの育成等)
- ・人材育成ビジョンの策定(土木職、建築職、電気職・機械職)

«総務部»

▶ 市全体の計画との整合性を踏まえた取組の進捗管理

- ・局の取組が中期4か年計画の振り返りを踏まえるとともに、中長期的な視点を持った取組となるよう進捗管理の実施

▶ 区局の適正な経理事務に対する意識の醸成と能力の向上

- ・経理事務の相談窓口の設置及び日常的な相談対応、指導の実施
- ・経理事務に関する研修の実施及び区局研修の支援

▶ 経理事務の自己点検の充実

- ・点検プロセスを考慮した事務手続の検討
- ・経理事務の点検の実施及び区局の点検、内部監察等の支援

▶ 経理事務手続に関する総合調整

- ・事務手続のルール化、マニュアルの作成等
- ・経理事務手続の見直しによる適正化及び効率化
- ・経理担当組織のあり方の検討

▶ 効率的・効果的な執行体制づくり

- ・行政ニーズへの適正な対応とスクラップ・アンド・ビルトの原則を踏まえた組織編成
- ・今後の税外債権回収担当のあり方を含めた本市未収債権徴収体制の検討【再掲】

◆ 目標達成に向けた組織運営(具体的取組) ◆

1. 改革推進委員会の活動等を通じ、課を超えた横のつながり、局を超えた横のつながりを醸成します
2. 局内業務の一層の連携を図るため、各部での取組内容や進捗状況が共有できるツールを検討します
3. 朝礼などの機会を活用し、各職場におけるコミュニケーションを活性化させます
4. 局長による定期的なメッセージ発信や朝礼への参加などを通じ、顔の見える関係づくりを行います
5. 局全体で定時退庁日の設定や休暇取得に向けた取組を実施します
6. 職員一人ひとりが、区役所や他の局など現場に近い部門の情報をしっかりと把握することを心掛けて仕事に取り組みます
7. 不要な照明や不必要的OA機器のこまめな電源のOFFなど、身近でできる節電行動を徹底します
8. マイパック、マイ箸の取組の実践など、ごみの発生抑制を考えた行動を促進します